

収受年月日	議長	事務局長	書記
2024.3		鷲田	根本
第8号	鷲田		根本

発議第1号

令和2年4月3日

塙町議会議長様

提出者

塙町議会議員

鈴木茂

賛成者

塙町議会議員

長田克則

塙町議会議員

青砥與義

塙町議会議員

下室義人

塙町議会議員

大宮広樹

塙町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び塙町議会議規則第14条第2項の規定により提出する。

提案理由

保育園がはなわこども園保育部として、教育委員会所管になるためその名称を削り、塙町課設置条例の一部改正に伴い、新たに設置された農林推進課を経済常任委員会所管とするための改正。

塙町議会委員会条例の一部を改正する条例

塙町議会委員会条例(昭和62年塙町条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>第1章 通則 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 7人 総務課、町民課、健康福祉課、 <u>会計室</u>、教育委員会、 選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項、及び他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 経済常任委員会 6人 <u>農林推進課</u>、まち振興課、まち整備課、生活環境課及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第1章 通則 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 7人 総務課、町民課、健康福祉課、 <u>保育園</u>、会計室、教育委員会、 選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項、及び他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 経済常任委員会 6人 <u>まち振興課</u>、まち整備課、生活環境課及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。